

「女性・平和・安全保障に関する行動計画案（第2稿）にかかる意見募集」
 についての結果

平成 26 年 12 月 22 日
 外務省

1. 実施期間等

- (1) 募集期間： 平成 26 年 9 月 22 日（月）～ 10 月 14 日（火）
- (2) 募集方法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法： 電子政府窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、FAX

2. 提出件数： 106 件

3. 提出された意見の概要と応答

(1) 行動計画案全体について

	ご意見の概要	応答
1	外務省・関係省庁の代表の他，市民社会の代表なら成る少人数グループで行動計画の策定を行っており，そのプロセスが公開されている点を民主主義の観点から高く評価したい。計画の実施・モニタリングでも，このプロセスを続けて欲しい。 (33 件)	御指摘を踏まえ，計画において，モニタリング・評価・見直しの枠組みを整理し，市民社会の代表等で構成される評価委員会が設置/開催される予定です。(P：内閣府と調整中)
2	難民・国内避難民，民族的・宗教的少数者，障害者，保護者のいない子ども，女性世帯主世帯，LGBT など，脆弱性の高い多様な受益者に言及されていることを評価したい。 LGBT は，説明書きが必要。(16 件)	御指摘を踏まえ，LGBT など一定の用語については，脚注を付すなど説明を加えることとしています。
3	「ジェンダー配慮」や「ジェンダーの視点」が随所に使われていることを評価。ジェンダー配慮がなされている状況に関して説明書きを入れる，もしくはジェンダーの視点の主流化で文言を統一するなどして分	御指摘を踏まえ，「ジェンダーの視点」で，文言を統一することを検討いたします。

	かり易くする必要がある。(8件)	
4	秘密保護法の施行や集団的自衛権行使容認、武器輸出3原則の緩和、軍事費の大幅増額などを後押しする動きは、安保理決議1325の精神に反するものである。(6件)	「4. 行動計画に関する基本的考え方」(2)では、「日本は、国の内外において戦争だけでなく...具体的な行動を通じ、国際社会の平和・安定・繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく。」との記載があるとおりです。
5	LGBTは、女性・女兒と併記されるべき。その場合、ひとり親家族とセクシュアルマイノリティもしくは性的指向・性別自任における少数者(LGBTという表現ではなく)として欲しい。トランスジェンダーの人々も女性に対する暴力の被害に遭っているものの不可視化されやすい。(5件)	本計画においては、LGBTを含め、「女性・女性等」と標記することとしていますが、御指摘を踏まえ、LGBTなど一定の用語については脚注を付すなど説明を加えることといたします。
6	平和維持にかかる政策・意志決定の場における女性の参画は重要で、男女平等社会は平和社会への第一歩となる。例えば、女性議員のクォーター制導入や指導的立場にいる女性の目標値30%等明確な目標値を記載して欲しい。(5件)	「平和維持にかかる政策・意志決定の場における女性の参画は重要で、男女平等社会は平和社会への第一歩となる。」ことについては、御指摘のとおりです。一方で、日本国内における政策や目標等は別途、男女共同参画基本計画の策定などを通じて検討することとしています。
7	紛争の防止・解決・平和構築のあらゆる意思決定プロセスでの女性の参画拡大は、安保理決議第1325号の理念をはじめとし、国連女子差別撤廃条約をはじめとした人権条約や国際法、北京宣言及び行動綱領等の国際的枠組みの尊重と全面実施の立場に立つとの点に留意(言及)すべき。(5件)	本計画の実施に当たっては、御指摘も踏まえてまいりたいと考えます。
8	自然災害時の対応にかかるジェンダーの視点や女性の参画が含まれ	地方自治体との関係については、本計画の実施に際して適宜対応して

	ていることを歓迎。一方で、国内外の防災計画の実施は、自治体の主体的な関与が重要になるため、記載を工夫してもらいたい。(4件)	まいりたいと考えます。
9	草の根の意見を反映させるために、市民社会との意見交換が地方都市でも開催されたことを高く評価。行動計画の実施においても、市民の参加を高めるべく、引き続き、地方での情報共有をお願いしたい。(また、自治体からの参加があればなお良い)。(2件)	本計画の実施に当たっても、首都圏以外の都市での会合の実施などについて検討して参りたいと考えます。
10	行動計画の実施において、ジェンダーの主流化が重要。一方で、ジェンダーという言葉さえ使えない状況が公然化されており、公務員や議員への啓発に関して、ジェンダー研修を義務化するような制度をつくるべき。(2件)	本計画の実施においてジェンダー主流化が重要なことは御指摘のとおりであり、実施を通じて研修が促進され则认为します。
11	具体的な女性の社会活動支援、労働支援の政策を立てるように、各省庁の横断的な連携が取れるように調整機関を創るべき。(2件)	御指摘については、関係府省庁間で検討を進めてまいりたいと考えます。
12	国内において、平和や安全保障を政府任せにしないためにも、安保理決議1325号や関連決議の周知・普及が必要。特に学生を中心とした若者への働き掛けが重要。(2件)	本計画の実施を通じ、安保理決議第1325号及び関連決議の周知・普及に努めてまいりたいと考えます。
13	本行動計画を、国内外の平和構築、平和維持、安全保障の活動において、真の平和構築と平和維持、女性・女兒等の保護におけるジェンダー平等に向けたツールとして活用頂きたい。(2件)	御指摘のとおり、ジェンダーに関する取組の観点から本計画の着実な実施に努めてまいりたいと考えます。
14	米軍や自衛隊の基地・訓練などで直接影響を受ける女性たちの意見を、	本計画の実施に当たっても、首都圏以外の都市での会合の実施などに

	意志決定に反映させるべく、情報公開や意志決定プロセスの透明化、当事者の協議機会の拡大などを盛り込むべき。(2件)	ついて検討してまいりたいと考えます。
15	ハニートラップなど、女性の性取引に利用した者、受け取った者、仕掛けた者、当事者の女性等、罰則が適応されるべきとの点を盛り込んで欲しい。(1件)	御指摘の点に関しましては、本行動計画にて検討が進められてきた骨子等から外れてしまいますが、今後の参考とさせていただきます。
16	福島県民と周辺住民の健康管理等、国内の弱者救済も当面の課題として含むべき。(1件)	御指摘については、関係省庁間で検討を進めて参りたいと考えます。

(2)「序文」について

	ご意見の概要	応答案
1	「3. 日本の取り組み」の(1)冒頭「戦争を含む過去の歴史の中で、日本社会において女性の声が十分に反映されず、国内外の多くの女性が多大な犠牲を払った」との文章は曖昧で分かりにくい。日本が過去に侵略戦争や植民地支配を行い、多くの女性を「慰安婦」とした上で、大規模な性暴力を引き起こしたことに対する真摯な反省を明記し、人類普遍の課題としてできる限りの償いをすべき。本行動計画にはその反省(河野談話の継承)を明記し、具体的な解決策にも言及すべき。政府の決意を示すことによってこそ、今日の紛争下における性暴力の問題に対する取組の誠意が伝わり、国連を含む国際社会の評価や近隣諸国との緊張緩和にも繋がるのではないか。(45件)	御指摘も踏まえ、修正いたします。
2	国際紛争の解決は、過去の反省にも	御指摘の点につきましては、既に記

	<p>立った上で、非軍事的手段や非軍事化によって行い、女性の人権侵害に繋がるようなことは行わないという文言や、戦争を未然に防ぐ予防措置となる憲法9条の厳守についても前文と共に明記すべき。また、それによって、これまでの日本の平和外交を再評価し、そのあり方を世界に広く発信できるのではないか。(35件)</p>	<p>載されているものと認識しております。</p>
3	<p>長年取り組んできたとの記載があるが、日本の現状におけるジェンダー平等の取り組みが世界的にみて遅れているとの反省を踏まえ、課題を記載すべき。(3件)</p>	<p>本計画は、日本がこの分野における取組を進めるに当たっての課題を踏まえたものとなっており、これを着実に実施して参りたいと考えます。</p>
4	<p>基本的考え方(1)の「国際平和協力活動(PKO)への参加は、「国際紛争の平和的解決と非軍事による平和構築をめざす活動」とすべき。ついては、「国際平和協力法」を削除し、「男女共同参画基本法」を加えて欲しい。(2件)</p>	<p>原案の文脈を検討した結果、国際平和協力法を男女共同参画基本法に置き換えることは難しいと考えます。</p>
5	<p>日本が、ODAや人的資源の派遣などにおいて高い評価を受けていることにも鑑み、ODAの軍事への支援に繋がるものは排除するとの姿勢を明記して欲しい。(2件)</p>	<p>ODAに関する政府の基本方針についてはODA大綱が定めており、ODAを軍事的用途への使用を回避することは、現行ODA大綱に明記されていると共に、現在策定中の新たな大綱(開発協力大綱)案においても明記されています。具体的には、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」を基本方針に掲げると共に、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」の原則を遵守する旨定めています。</p>
6	<p>序文でも国内の基地問題(GBVの問題)に言及して欲しい。(2件)</p>	<p>これまで検討協議を進めた結果、当該分野については、本稿にて取り扱</p>

		うこととされたため、頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
7	行動計画の序文には、毎年行う首相の国連総会演説の記述は適切ではない。(2件)	御指摘の趣旨に関して理解いたしますものの、御指摘の演説については、我が国の女性施策にとって重要なものであるため、記載することとさせていただきます。
8	教育の重要性に言及して欲しい。(1件)	研修・教育の重要性については、具体的な施策を含め、本稿に記載しています。

(3) 「I. 参画」について

	ご意見の概要	応答
1	目標4では、市民女性や女性団体を含む女性が、国家安全保障会議等、外交・安全保障政策に関する意志決定に参加する機会や具体的な方法を記載して欲しい。(17件)	これまで検討協議を進めた結果、当該分野について、本行動計画には含めないこととすることで、対応させていただきたいと考えております。いずれにせよ、御指摘を踏まえ、本計画の実施に当たっては、適切に対応してまいりたいと考えます。
2	PKOに派遣される自衛隊に女性を増やすことには反対。PKO部隊に焦点を当てるのではなく、その活動がジェンダーに配慮して行われるような支援を展開すべき。例えば、平和教育、国際人道法、ジェンダー教育、教育現場での学習やメディアを含む社会全体や官僚（特に防衛省・自衛隊、警察、外務省の幹部、一般職員）に対する啓発・教育（トレーニング）を実施するための具体策を明記すべき(9件)	御指摘の点に関連し、本計画では外交・安全保障政策に関わる職員に対するジェンダー研修を実施するなどの具体的な施策を記載しています。また、これらの施策を進めていく中で、御指摘の点についても、参考にさせていただきたいと考えております。
3	外部専門家の協力も得つつ、外	御指摘のとおり、女性の参画やその具

	交・安全保障分野における女性の参画や昇進を妨げてきた要因を分析し、改善策を打ち立てるという具体策を盛り込むべき。(6件)	体策の推進は重要です。このため、こうした内容については、別途、修正することとしています。
4	日本人の国連への登用と関わりなく、国連のジェンダー主流化や女性の人権への取り組みに協力すべきで、本行動計画を日本人女性の昇進を後押しするために利用すべきではない。(5件)	本計画の実施を通じ、国際社会におけるジェンダー主流化等に一層貢献する考えであるが、同時に日本人女性の更なる活躍を後押しすることも重要と考えます。
5	目標4具体策5における女性要員の積極的派遣については、文民要員に特化すべき。ただ単に、女性自衛官の部隊派遣の増加を加速することがPKO活動等へのジェンダー視点を保証するわけではない。(2件)	女性要員の派遣に当たっては、適材適所の観点や希望等も踏まえることとしています。
6	目標4具体策5,6の指標のうち、女性の割合(定量的指標だけに言及されているものについては、質的指標も検討すべき。(1件)	御指摘も踏まえ、評価・モニタリングのあり方については、今後とも検討を続けてまいりたいと考えます。
7	目標3の具体策3及び具体策4を盛り込んだことを評価する。具体策3(指標1)では、「ジェンダー担当の特定」に留まらず、担当者の研修実施も盛り込むべき。また、具体策4(指標2)では、市町村の防災担当に好事例が周知されるだけでなく、それを使った関係者の研修を盛り込んで欲しい。(1件)	御指摘については、今後とも検討を続けてまいりたいと考えます。
8	「意義と狙い」において、多様な女性が対象となっている点は評価できるが、実際の参加を確保する制度を構築すべき。(1件)	本計画の実施を通じて、女性の参画を促進してまいりたいと考えます。
9	女性を守られるべき弱い存在とし	御指摘も踏まえながら、適切に対処し

	<p>てのみ捉えることは偏見であり、戦闘員である自衛官として積極的に登用すべき。また、PKO派遣だけでなく、一般の自衛官についても女性の登用を規定すべき。(1件)</p>	<p>てまいりたいと考えます。</p>
--	---	---------------------

(4) 「II. 予防」について

	ご意見の概要	応答
1	<p>国内における平和教育の推進が明記されていることを高く評価。一方で、安保理決議第1325号の観点や女性への暴力は紛争地域のみならず日常生活でも存在することから、目標6・具体策3には、ジェンダーの視点（もしくは男女共同参画の視点）からの平和教育との文言へと修正して欲しい。(23件)</p>	<p>御指摘の点につきましては、これまでの少人数グループ会合において、協議・検討も重ねた結果、現状も踏まえた上で記載の文言となりました。ご提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「II. 予防」目標6具体策4において、「性、民族、人種等に基づく差別や暴力を正当化し、あおるような言論の不支持」を記載しています。</p>
2	<p>他国の行動計画ではメディアの役割に言及しているものもある。差別や暴力を正当化するような言論の不支持に関してメディアへの働きかけや1325関連事項の掲載状況を指標に入れて欲しい。(2件)</p>	<p>本計画においては、「II. 予防」目標6具体策4において、「性、民族、人種等に基づく差別や暴力を正当化し、あおるような言論の不支持」を記載しています。ご提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>ジェンダーの視点に立った小規模武器の管理については、具体的な記述とすべき。(1件)</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正いたします。</p>

(5) 「III. 保護」について

	ご意見の概要	応答
1	<p>国内の米軍基地でのジェンダー暴力に言及されていることを評価。一方で、目標4具体策4については、検挙その他の法的対応の件数だけでは不十分。法的対応がとら</p>	<p>御指摘の法的対応とは、事件の処理に関するものであると認識しております。モニタリングについては、検察庁において起訴された事件のみならず、不起訴となった事</p>

	れなかったものも含めて、事件がどう処理されたかについてモニタリングできるような記載にすべき。(16件)	件の件数もその対象となるものと考えています。いずれにせよ、御指摘を踏まえ、本計画の実施に当たっては、適切に対応してまいりたいと考えます。
2	「大目標」もしくは「意義とねらい」において女性に対する暴力の不処罰をなくす方針（加害者の処分等）を明記すべき。(11件)	目標4具体策6において、「GBVの不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与」と記載しています。
3	目標3具体策5では、ジェンダーに基づく暴力被害者を含む難民の受け入れを積極的に検討すべき。(8件)	御指摘の点につきましては、これまでの少人数グループ会合におきましても協議の参考とさせていただきます。
4	目標4では、普段から自衛隊等組織内におけるGBV対策が取られていることが、派遣時の加害の防止に繋がることから、具体策3については、国内でも必要。独立した外部の苦情申し立て・監視メカニズムの設置を明記すべき。(8件)	御指摘の点につきましては、これまでの少人数グループ会合において、協議・検討も重ねた結果、現状も踏まえた上で記載の文言となりました。いずれにせよ、GBV対策については、適切に対応して参りたいと考えます。
5	目標4具体策3では、PKO派遣要員によるGBV加害を防ぐためにも、国連による行政処分を国内省庁行政処分と連動させるべき。そして、被害者への補償についても規定をつくるべき。(4件)	御指摘の点につきましては、これまでの少人数グループ会合において、協議・検討も重ねた結果、現状も踏まえた上で記載の文言となりました。いずれにせよ、日本国内における行政処分については、適切に対応してまいりたいと考えます。
6	日本の行動計画策定後には、他国へ行動計画の策定を促し、また、支援すべき。(2件)	御指摘の支援について、積極的に検討してまいりたいと考えます。
7	防衛省・自衛隊については、平時における性犯罪、セクシャルハラスメント等の事件が頻発している状況では、女性を守るという信頼	御指摘の点につきましては、これまでの少人数グループ会合において、協議・検討も重ねた結果、現状も踏まえた上で記載の文言とな

	感を失いかねない。啓発や教育を含む具体的な対応策の実施を明記すべき。(1件)	りました。いずれにせよ、啓発や教育等について、今後とも適切に対応してまいりたいと考えます。
8	武力紛争による被害者の大多数は、難民や国内避難民となった女性と子ども。「意義と狙い」で言及されている支援対象者に、「武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者」を含めるべき。また、脆弱なものには、高齢者も入る。(1件)	御指摘の支援対象者には、脆弱性の高い多様な受益者が包含されています。いずれにせよ、本計画には、難民・国内避難民への支援に関する施策も含まれています。
9	目標1 具体策2 (指標2) には、医療関係者の他、心理カウンセラーソーシャルワーカー、弁護士を含むべき。(1件)	御指摘を踏まえ、本計画の実施に当たっては、適切に対応してまいりたいと考えます。
10	目標2, 具体策2, 3には、「生計支援」を追記すべき。(1件)	目標2 具体策3の「経済的エンパワメント」との記載をしています。
11	目標1 具体策2 (指標2) 及び具体策3では、キャンプ・避難所の運営やその他の設営だけでなく、「水・衛生促進, 食料・栄養, シェルター, 生活支援, 物資配布, 保健・教育, 生計支援及び啓発など分野横断的な取組が重要。(1件)	御指摘を踏まえ、本計画の実施に当たっては、適切に対応してまいりたいと考えます。
12	目標3, 具体策5は、女性・女兒等の難民の固有のニーズやリスクに対応する支援が必要。特に妊産婦や授乳中の母親など収容を避けるべきで、女性看守の確保, 虐待を受けて逃れてきた者への支援やカウンセリング等対策が必要。(1件)	御指摘のような対策に関し、従来、適切に講じてきているが、本計画の実施に当たっても、引き続き適切に対応してまいりたいと考えます。
13	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツに言及している点を歓迎。(1件)	本計画の実施を通じて、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念に関し検討と理解を

		深めてまいりたいと考えます。
14	「意義とねらい」では、難民を含む外国人の人権に関する取り組みとも連動させるべき。(1件)	今後の参考とさせていただきます。
15	目標5具体策1では、NGOとの情報交換を含めた連携が重要。(1件)	御指摘のとおりであると考え、適切に対応してまいりたいと考えます。
16	目標3具体策2(指標2)では、DV加害者の秘密保持を強化すべき。紛争下や大規模災害時等における非常時の対策を考えるべき(住民情報支援措置を代替するもの)。(1件)	御指摘を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えます。

(6) 「IV. 人道・復興支援」について

	ご意見の概要	応答
1	「教育を攻撃から守る世界連合(GCPEA)」が呼びかけている「学校の軍事目的使用に関するガイドライン」の順守に関し、目標4、具体策2に追加して欲しい。(2件)	御指摘のガイドラインへの対応については、別途検討してまいりたいと考えます。
2	支援対象者の包括的なアプローチが重要であり、「大目標」及び「意義と狙い」でも強調されるべき。(1件)	「大目標」及び「意義と狙い」にある「女性・女兒等」とは、脆弱性の高い多様な受益者を含むこととしています。
3	「人道・復興支援」には、「復旧」も入れるべき。(1件)	御指摘の点は、これまでの協議・検討の結果、整理されたものとなっています。

(7) 「V. モニタリング・評価」について

	ご意見の概要	応答
1	実施団体がJICAや政府機関に限定されていることなく、本行動計画の策定プロセスと同様に、モニタリングや見直し作業及び評価を市民社	御指摘を踏まえて修正いたします。

	会と共に定期的に実施する点を盛り込むべき。女性 NGO 等市民社会の役割を「V.モニタリング・評価」 「序文」, もしくは人道・復興支援等をはじめとする「本稿」で明確にして欲しい。(31 件)	
2	モニタリングの実施状況や成果については、一般の市民にも分かりやすく伝える方法を検討して欲しい。(9 件)	本計画の実施状況等の周知のあり方については、今後とも不断に検討してまいりたいと考えます。
3	モニタリング・評価の項目をたてたこと、また、指標が細かく設定されていることを高く評価したい。(4 件)	評価頂いた点を踏まえ、適切なモニタリング・評価が行えるよう、引き続き進めてまいりたいと考えます。
4	評価については、大学機関との協力を盛り込んで欲しい。その際、大学への調査研究費助成と共に恒常的に研究・評価を行う環境を整えるべき。(1 件)	大学を含む研究機関との協力については、今後、検討してまいりたいと考えます。
5	モニタリング・評価委員会における市民社会の参加を確保し、委員構成のジェンダーバランスには配慮して欲しい。(1 件)	御指摘を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えます。
6	モニタリング・評価委員会のメンバーは、市民社会の委員及び政府関係者双方とも公表すべき。(1 件)	御指摘を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えます。